

各駅停車

Vol. 8 3

Take a chance and hedge against risks



「穂高が爆発し、火山灰が淡路島にまで降った」。

NHKラジオ、深夜便のインタビューで耳にした。「何や、それ！！」と飛び起きてメモした。地質学者の原山智氏の発言であった。著作「槍・穂高」名峰誕生のミステリー（ヤマケイ文庫）を買い求めた。信州大学教授の原山智と同級生の友人山本明（カメラマン&ライター）の会話形式をベースにした内容である。

この本は、日本初の「山岳地質ミステリー」だ。最新の地質学の成果に基づいて「北アルプス地質探偵団」が、槍・穂高連峰を中心に剣岳、白馬岳、薬師岳、鹿島槍ヶ岳といった北アルプスのスター「出生の秘密」を次々に明らかにしていく。どうやって誕生したかがわかれば、山への愛着が増すだろう。感嘆の対象だった美しい景観の背後に意外な造山ドラマが隠されていた。

そんな秘話の一端をここに紹介し、地質探偵団からのご挨拶とさせていただきます。

- ・日本を代表する名山は、深さ3000メートルの巨大陥没カルデラが造った
- ・名峰槍ヶ岳は東に大きく傾いている？
- ・薬師岳と笠ヶ岳は、「国産」の山ではない！？
- ・上高地の清流梓川は、以前は松本盆地に流れていなかった
- ・北アルプスに恐竜の化石が眠っている
- ・近くに火山もないのに湧く北アルプス名湯の謎

— (中略) —

実は北アルプスは地質ミステリーの迷宮だった。南アルプスや中央アルプスに比べ、火山活動の影響が際立つ。それが北アルプスの造山活動を複雑化させた。かつて、高熱の火砕流を大量に吐き出し、広範囲な地域を焼き尽くした魔の山が名峰の誉れ高い槍・穂高だといえど誰もが驚くはずだ。以前は火山とは無関係だと考えられていた山々も最新の研究によって、火山活動の強い関与が判明し、そこには、後立山連峰の著名な山の名前が連なる。(後略)～(はじめに)より抜萃～

槍・穂高火山の巨大噴火は、およそ176万年前に突如起きた。人類の直接の祖先が猿人と枝分かれした頃である。

槍・穂高火山は、マグマをトロトロと流すような、穏やかなタマじゃない。火山灰や軽石を大量に含む火砕流を猛烈な勢いで噴き出し、とにかく恐ろしく荒っぽい火山である。また、二度目は天高く火山灰を噴き上げる活動で、このときも凄まじい被害を極めて広範囲にもたらしている。

吐き出した火山灰が一度目(176万年前)の活動のときで400立法キロ。ほぼ富士山の円錐形1500立法キロの四分の一の体積に相当するとか。これは雲仙普賢岳が放出した火砕流の約40万倍だ。また、二度目(175万年前)の噴火でも300立法キロを吐き出した。トータル700立法キロは想像を絶する膨大な量である。

降灰の範囲は幅広く、南西300キロに位置する淡路島や東に250キロ離れた房総半島にも火山灰は大量に積もった。～P.74～P.77より抜萃～

日々の生活に追われ、上高地にも穂高にも最近すっかりご無沙汰だ。写真集を閉じた私は、思わずため息をついた。穂高の悠久に比べて、人生はせいぜい100年にすぎない。雑事に追われるだけで人間はしょせん地を這う虫だ。なんと儂いものか。それゆえに永遠なる穂高への憧憬は高まる。—山本明—



夏季休業日のお知らせ

誠に勝手ながら下記の期間はお休みとさせていただきます。

8月10日(土)～8月15日(木)

今年5月、プロ野球・巨人の坂本勇人選手の約1億円の申告漏れが国税当局に指摘されたというニュースがあった。坂本選手は、推定年俸6億円というスター選手であるが、毎年確定申告で、銀座や六本木の高級クラブなどでの飲食費を必要経費として計上していた。その額は直近5年間で総額1億円に上る。当局はこれらの支出を、プロ野球選手として収入を得るために必要な支出と認めず、否認した。

過去の事例などによると、経費として認められる費用とは「客観的にみて業務と直接の関連性を有し、かつ、業務遂行上通常必要な支出」をいう。これらを「客観性」「直接性」「通常性」「必要性」の4要件と呼ぶこともある。坂本選手の場合、夜の飲み代が野球選手の業務に直接関係なく、また業務遂行上通常必要な支出とはみなせないと、国税当局が判断したのだろう。

どこからどこまでが経費または私的な出費となるのか、厳密に境界線があるわけでもなく、その判断は難しい。税務調査でも、経営者が私的な支出を経費計上していないかは、必ずチェックされるポイントだといえる。(以下、法人で「給与」となるものは、個人事業の場合は、経費の否認となると読み替えて頂きたい。)

ただ、裏を返せば、業務に必要な支出なら、納得のいく説明が出来るのであれば堂々と経費として主張すればいい。例えば、クルーザーや別荘を取引先の接待や従業員の福利厚生目的で会社が持つことがあるが、社長がプライベートで購入したとみなされてしまうと、維持費用などの関連支出は社長への給与となってしまふ。実際に社長や親族以外の人も事実上利用しているなら、利用規程を作成したり、利用実績報告書の記載を徹底したりして証拠を残し、税務署に疑問を抱かせないようにする必要がある。

飲食費を経費にしたいなら、領収書とともに、仕事に関係する同席者がいた事実を残しておけば、かなり説得力のある証拠となるだろう。例えばキャバクラやスナックでの支払であっても、本当に仕事に必要な支出だと説明できるなら、経費で落とすのを諦める必要はない。

逆に注意が必要なのは、福利厚生費だ。同族外社員がゼロの会社や個人事業主の家族のみの事業の場合、福利厚生費は使えない。また、福利厚生費とは「従業員全員を対象にした支出であること」が大前提で、役員だけ、特定の社員だけを対象として支出された経費に関しては福利厚生費ではなく、本人への給与や交際費に該当することもある。

ある国税OB税理士によれば、「事業に使っているか否かのギリギリのラインは税務署にとっても事実認定が難しく、社長の言い分に一応の筋が通っていれば基本的に深掘りされない。調査の現場では、弁が立つ経営者と自信なさげに説明する経営者とでは、調査官が下す結果が異なることもある」という。事業に使っている証拠をきちんと残し、堂々と経費性を主張できるようにしておきたい。



参考：「納税通信」

個人年金 満期時に注意すべき点

～受取人が異なると贈与税の対象～

国の年金制度だけでは老後が不安だと、保険会社などが提供する個人年金保険に入っている人は多い。受け取れる年金額や支給開始年齢などは様々だが、おおむね会社を定年退職してリタイアする年齢まで保険料を納めることで、その後の一定期間か死ぬまで年金が受け取れる貯蓄型の商品となっている。

多くの個人年金では、もし満期を迎えるまでに本人が亡くなってしまった時には、遺族に死亡給付金が支払われるようになっている。そのため、生命保険と同じように年金の受取人を配偶者としている人も多いかもしれない。しかし保険料を自分が支払って配偶者を受取人とする個人年金は、いざ満期を迎えたとき、多額の年金を受け取れるどころか払いきれないほどの贈与税を課されてしまうリスクがある。個人年金も生命保険と同様、保険料を実際に負担した人と、保険金を受け取る人の関係によって課される税金が変わる。どちらも本人であれば「所得税」が課されるが、受取人が異なれば保険金は「贈与税」か「相続税」の対象となるからだ。

しかも生命保険金であれば、あくまで税金は実際に受け取った保険金にかかるので「払いたくても納税資金がなくて払えない」という事態は原則として起きない。しかし年金は長い期間にわたって少しずつ支払われるにもかかわらず、贈与税は満期を迎えて一度目のタイミングで、その時点での「評価額」全体に贈与税がかかる。つまり1年あたり50万円を受け取れる年金に対して、一気に数百万円の税金が課されることもあり得るわけだ。なお2年目以降も、初年度の評価額から運用で増えた分について所得税が課される。

このような事態を防ぐためには、満期を迎える前に、年金の受取人を保険料を支払ってきた本人に変更しておくことが望ましい。もっとも、その場合でも変更時点までに積み上げてきた「保険料を受け取る権利」を贈与したという扱いにはなってしまうので、完全に贈与税を免れることは出来ないというのが辛いところだ。

～「納税通信」より～